

シンポジウム

申込不要・参加無料

民法の成年年齢引下げを考える ～18歳成人で本当にいいの？～

日時: 2018年3月7日 水

午後6時00分～午後8時00分

※開場:午後5時45分



場所: 仙台弁護士会館4階

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げようという動きが具体化しています。

また、重要な問題であるにもかかわらず、必ずしも国民の間でその是非について十分な議論がなされているとは言い難い状況にあります。

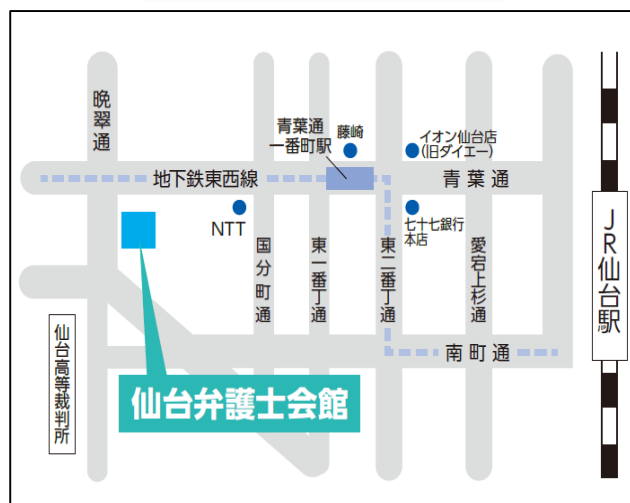
現在、20歳未満の未成年者は、高価な買い物をするとき原則として親の同意が必要ですし、同意がなければ契約を取り消すことができます。これを未成年者取消権といい、若者の消費者被害防止の最大の「防波堤」となっているのです。しかし、成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳、19歳の若者が、この若者の消費者被害防止の制度による保護から外されてしまうこととなります。

今回のシンポジウムでは、成年年齢引下げの背景とその具体的影響を理解するとともに、若者の消費者被害防止の課題及び消費者教育の現状などについて学ぶ機会にしたいと考えています。

プログラム (予定)

- ◆基調報告
弁護士 林 屋 陽一郎
(仙台弁護士会 消費者問題対策特別委員会 委員)
- ◆報告「成年年齢引き下げに関する現状・問題点・対応を考える」
弁護士 平 澤 慎一
(日弁連消費者問題対策委員会 成年年齢引下げ問題PT 座長)
- ◆会場発言・リレー報告
大学生/高等学校教諭/消費生活相談員/弁護士
- ◆質疑応答

会場地図



●地下鉄・東西線「青葉通一番町駅」下車
南1番出口から 徒歩約5分

主催: 仙台弁護士会 共催: 日本弁護士連合会・東北弁護士会連合会
【お問合せ先】 仙台弁護士会 事務局 (電話: 022-223-1001)